

函館市歯科健康診査業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の行う歯科健康診査（以下「健診」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施の基準)

第2条 健診の実施に当たっては、健康増進事業実施要領（平成20年3月31日健発第0331026号）および母子歯科健康診査および保健指導に関する実施要領（平成9年3月31日児発第231号健政発第301号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(健診の種類および対象者)

第3条 健診の種類および対象は、次のとおりとする。

(1) 成人歯科健康診査（歯周疾患（歯周病）検診）

市に住所を有する40歳以上の者

(2) 妊産婦歯科健康診査

市に住所を有する妊娠中または出産後1年以内の女性

(3) 歯科健康診査（40歳、50歳、60歳および70歳歯周疾患（歯周病）検診）

市に住所を有する40歳、50歳、60歳または70歳の者

(健診の実施)

第4条 健診の業務は、一般社団法人函館歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託して実施するものとする。

(実施方法)

第5条 健診の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号および第2号の健診は、函館市総合保健センター内の口腔保健センターにおいて毎週金曜日（祝日および年末年始を除く）の午前9時から午前11時を受付時間として実施するものとする。

(2) 第3条第3号の健診は、歯科医師会に所属する会員である市内医

療機関（以下「実施医療機関」という。）において各実施医療機関の診療日の診療時間内に実施するものとする。

（３）受診希望者は、口腔保健センターまたは実施医療機関に直接申し込むものとする。

（４）健診の項目は、問診、口腔診査および保健指導とする。

（自己負担）

第 6 条 健診に要する費用については、徴収しないものとする。

（秘密の保持）

第 7 条 健診にかかわった者および従事した者は、業務上知り得た受診者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか健診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。